

排除理由の研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大上, 尚史 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/00023120

2023年1月14日

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 法学部 専任教授

氏名 亀本 洋

(副査) 法学部 専任教授

氏名 太田 勝造

(副査) 法学部 専任講師

氏名 小林 史明

- 1 論文提出者 大上 尚史
- 2 論文題名 排除理由の研究
(英文題) A Study on Exclusionary Reason

3 論文の構成

本論文の構成は以下の通りである。

序論

第1部 行為理由の論理学の全体像

第1章 ジョセフ・ラズの行為理由の論理学

第2章 行為理由の論理学における法規範

第3章 行為理由の論理学における法体系

第2部 排除理由の解明

第4章 排除理由と権威者の判断

第5章 排除理由と行為者の信念

第6章 排除理由と行為の動機づけ

第7章 排除理由の射程

第8章 排除理由とルール

第9章 ジョセフ・ラズの規範の理論

おわりに

4 論文の概要

本論文は、オックスフォードの高名な法理学者であり、その法実証主義理論、権威論、価値多元主義的卓越主義等の政治哲学の分野でも注目を集めているジョセフ・ラズの全理論の基礎に彼が『実践理由と規範』（1975年）で提示した行為理由論があるにもかかわらず、その点が軽視されている学界の現状に対する批判的問題意識から、ラズの行為理由論、なかでもその核心にある排除理由の概念について、注目すべき批判も取り上げつつ、詳細かつ徹底した検討を行うものである。

序論で、大上氏の問題意識と論文全体の概要が示された後、第1部の第1章ではまず、ラズのいう「行為理由」が、なされた行為を説明するための理由ではなく、なすべき行為を指導 (guide) する理由であること、ならびに、それが信念 (belief) というより事実であることが明らかにされる。ついで、行為理由のなかに、それだけで行為を指導しうる「発効理由」と、発効理由と一緒にあってはじめて行為を指導することができる「補助理由」があることが説明される。続いて、ラズのいう「完全理由」の定義、すなわち「 p という事実が、 x が ϕ する完全理由であるための必要十分条件は、 p という言明と x が ϕ するという言明の両方を理解する y (誰でもよい) にとって、もし y が p を信じるなら、 y は、 y が他にどんな信念を持っているかに関わらず、 x が ϕ する理由があると必然的に信じることである」が解説される。

以上の予備的説明の後、排除理由の概念が提示される。行為理由には、行為する理由または行為しない理由である一階理由と、「ある理由で行為する理由」または「ある理由では行為しない理由」である二階理由があり、最後のものが「排除理由」と呼ばれる。そこに登場する「ある理由」を排除することによって、その理由ではその行為をさせないことが排除理由の機能だとされる。続いて、排除理由には、一階理由と結びつかない排除理由と、一階理由と結びつく排除理由があることが示される。

第1章の最後に、ラズが、理由に例外を設ける立場と異なり、理由間の衝突を認める立場であることが明らかにされるとともに、「結論的理由」、「絶対的理由」および「一応の理由」の定義が示される。すなわち (1) p が x が ϕ する結論的理由であるための必要十分条件は、 p が x が ϕ する (取り消されなかった) 理由であり、かつ、比較衡量において p に勝つような q がないことである。(2) p が x が ϕ する絶対的理由であるための必要十分条件は、 p に勝つ事実が存在しえないことである。すなわち、すべての q に関して、 q が存在し、かつ q が p に勝つということが決してないことである。(3) 一応の理由は、結論的でも絶対的でもない理由である。排除理由が射程をもつ、つまり、すべての理由を排除するわけではないことについても触れられている。

第2章では、命令規範、許可規範および権能付与規範について行為理由論の観点から解説される。命令規範 (が存在するという事実——以下、他の規範についても同様なので、この点は省略する。) は、それが命令するところの行為をする一階理由であり、かつ、それと衝突する理由に基づいては行為しない排除理由である。このような排除理由は、「保護された理由」と呼ばれる。

許可規範は、ある行為をしない結論的理由があるにもかかわらず、それを無視してよいとする「排除許可」と呼ばれるものを内容とする規範である。これは、行為を指導しないが、実践的推論の結論を変えうる点で実践的推論に寄与するとされる。

規範的権能とは、排除理由を変更する能力であり、かつ、そのような規範的效果の発生を当事者の意思にかからせるのが望ましいときに与えられるものとされる。たとえば、 y が x の契約申

込みを承諾するという行為が規範的権能の行使であるのは、yの承諾によってxy間の債権債務関係が発生するようにすることが望ましいから、ということになる。ラズは、規範を作りまたは廃止する権能を規範創造権能、規範の適用を変更する権能を統制権能と呼ぶ。これらの権能を与える規範が権能付与規範であるが、行為を直接に指導する理由ではない。大上氏は、権能付与規範はすべき行為を特定する補助理由として働くと主張する。

第3章では、法規範が、実践される法体系に属することによってはじめて行為理由になることが明らかにされる。また、ラズにあっては、法体系の存在と統一性は裁判所の法適用活動にかかっているということが示される。

第2部に入って第4章では、裁判官が下す判決、立法者が制定する法、上官の命令、専門家による助言等の権威者の判断を一応の理由または絶対的理由とみる通説と異なり、ラズにあっては、権威者の判断は、権威者の判断以外では行為しない理由として排除理由とみるべきものであることが明らかにされる。大上氏は、そのように理解すると、権威者の判断は他の理由と比較衡量されうる一つの理由ではなくなり、権威者の命令的な意図がよく理解できる点を指摘する。

第5章では、排除理由を「理由の重さ（に対する行為者の信念）を変える理由」とみるべきだとするS.R.ペリーによる批判に対して、ラズの定義が擁護される。行為者は、権威者の判断が間違っているという確信が、権威者の判断に従うべきでない程度に達するか否かに応じて、権威者の判断に従うべきでないか否かを定めるべきだとするペリーに対して、大上氏は、権威者の判断が間違っているという確信は権威者の判断の正誤と無関係であることを指摘する。

第6章では、排除理由を「一定の理由では動機づけられない理由」と解釈した場合、人は自分の動機づけをコントロールできないから、排除理由は行為者に不可能なことを要求する不合理な概念だと批判するM.S.ムーアに対して、大上氏は、欲求や信念をもったり捨てたりすること自体はコントロールできないが、複数の欲求からどれを充足するかを決めたり、知性を働かせて信念の合理性を問うたりすることはできるから、行為者は動機づけに対して完全に受動的であるわけではないと反論する。

第7章では、法（命令規範）を「保護された理由」ではなく、単なる排除理由とみなすべきだというC.エッサートによる批判が検討され、ラズの見解が擁護される。ラズもエッサートも、権威者の判断は、一定状況で当事者がもつ様々な理由——「依存理由」と呼ばれる——を勘案して下されるべきであると考えている。エッサートによると、ラズは、 ϕ せよと命じる法の排除理由の面が、すべての依存理由を排除するという当初の定義から、 ϕ しない依存理由だけを排除するという定義に立場を変えた。エッサートは、当初の立場からすると行為者は法を理由にしてしか法の命じる行為を行うことができなくなり、それは常識的な遵法理解に反すると批判する。後の立場に対してエッサートは、法が ϕ しない依存理由だけを排除するとすると、 ϕ するか否かの決定において、（ ϕ する依存理由を反映する）法も考慮されるので、 ϕ する理由の二重勘定を犯すことになることと批判する。第一の批判に対してラズは、行為理由はそれと一致する行為をするだけで十分であり、それに従うことまでは要求されないと答える。第二の批判に対してラズは、法は排除理由としてすべての依存理由を排除するので、理由が二重勘定されないこと、ならびに、実際に行為する場面では、理由に一致する行為をするだけで十分であるから、依存理由に従ってもよいことを指摘して反論する。

第8章では、排除理由を、道徳的に正しい行為を決める実践的推論に現れる二階理由だと解釈

したうえで、排除理由が道徳的に正しい行為の決定に寄与する一階理由を排除するとすると、本当は正しくない行為が正しい行為だとされうるとラズを批判する M. S. ムーアの見解が検討される。これについて大上氏は、一階理由の比較衡量を法の適用の場面にまで及ぼそうとするムーアのよるような立場は、ルール of 性質を適切に捉えられない点で問題があると主張する。

第9章では、『法体系の概念』(1970年)と『実践理由と規範』(1975年)とでは、次のような変更点があることが明らかにされる。①行為理由理解が、行為を動機づける理由から、すべき行為の理由に変わるとともに、排除理由の概念が導入された。②命令規範において重視される観点が、行為者の観点から権威者(発令者)の意図に変わった。③義務賦課法(または命令規範)を行為理由とする際に制裁の役割が後退した。④権能および権能を行使する行為という概念が明確に定義された。⑤前著では許可法は禁止法の不存在とされ、行為を指導しないとされていたのに対して、後著では排除許可の概念が導入され、規範として位置づけられた。

おわりにでは、排除理由の意義がとくに法との関係で簡潔に説明される。

5 論文の特質

ラズの行為理由論とくに排除理由に関する叙述をできるだけ彼の意図に忠実に読み解こうとする姿勢で、彼の著作を深く読み、また、意図が不鮮明な箇所については自分なりの解釈をとって、ラズの行為理由論を全体的整合性を考慮して解釈している点に本論文の第一の特質がみられる。これと結びつく第二の特質として、ラズの行為理由論ないし排除理由に寄せられた批判に対しても、ラズの見解を正確に理解すれば当たらないということを説得的に論証している。第三に、第9章にみられるように、ラズの行為理由論についてこれまで指摘されてこなかった点が多々取り上げられている。

6 論文の評価

難解で知られ、それもあって取り上げられることが稀なジョセフ・ラズの行為理由論ないし排除理由の概念をここまで徹底して解明した著作はほかにない。ただ、排除理由の概念がラズにとってきわめて重要であることは明らかだとして、法理学や政治哲学にとっても重要であることを、ラズから距離をおいて説得できればなおよかった。しかし、この点は本論文の価値を些かも下げるものではなく、本論文は、法哲学界に多大な寄与をするものとして、きわめて高い評価に値する。

7 論文の判定

本学位請求論文は、法学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士(法学)の学位を授与するに値するものと判定する。

以上

主査氏名(自署)